

奥村宅地分譲について

小笠原村では、奥村地区の村有地を分譲する予定です。

金額や条件等の詳細は、令和6年3月以降にお知らせします。

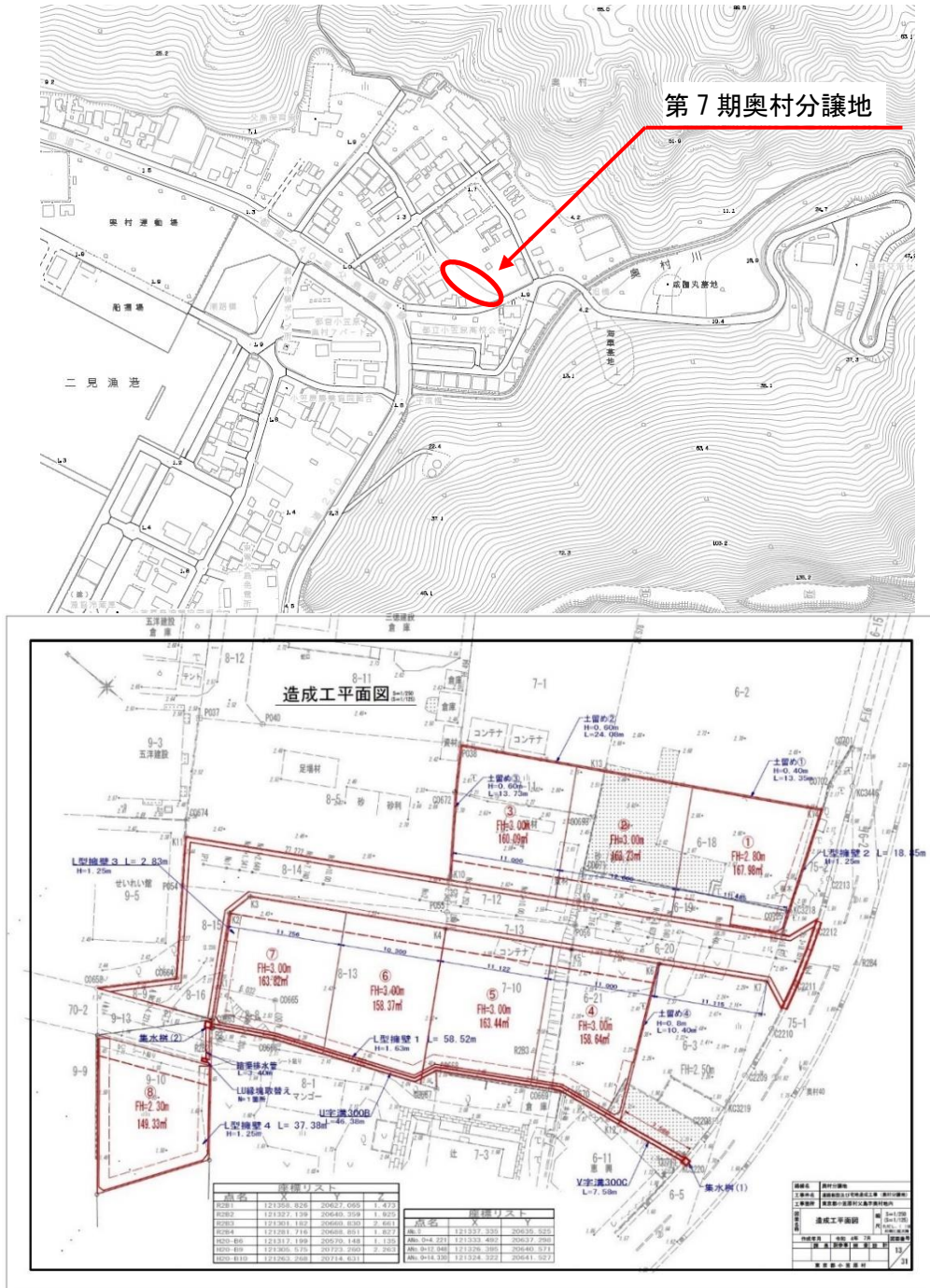
【募集開始予定】各区画の測量と登記手続等に時間を要するため、令和6年5月以降となります。

【募集内容】宅地の購入

【所在】父島字奥村

※土砂災害警戒区域および津波浸水想定区域に含まれています。

地震による液状化の可能性のある地盤です。



【区画数】全8区画

【面積】1区画150㎡程度

【用途】専用住宅または店舗併用住宅

【申込資格】

申込者は、申込期間の初日現在、次の各事項に該当しなければならない。

- ・自ら居住するための住宅を必要とする者
- ・小笠原村に住民登録をしており、年齢が18歳以上の者
または、旧島民（※1）のうち、年齢が18歳以上で永住の目的をもって小笠原村に移住しようとする者
- ・自ら居住するための住宅を建設できる者
- ・所定の日までに譲渡代金の全額を支払うことができる者
- ・小笠原村の集落地域内（※2）に、自ら居住することのできる土地を所有していない者
- ・小笠原村の集落地域内に、自ら居住する住宅を現に所有していない者
- ・小笠原村に対し、納入期限の到来している債務を全て完納している者

※1 「旧島民」とは、昭和19年3月31日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和43年6月25日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していた者及びそれらの者の父母、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに子及び孫並びにこれらの配偶者を指します。

※2 「集落地域内」とは、給水区域内（母島を含む）で村の水道管が敷設されている地域（大村、清瀬、奥村、扇浦の一部、元地、静沢）を指します。二子、小曲等については、個別に判断します。

【申込者の優先順位】

申込者には、それぞれ次の優先順位を設ける。

・第1優先順位

申込期間の初日現在、引続き3年以上小笠原村に住民登録をし、居住し、かつ、現に同居する親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は同居しようとする親族（婚約者を含む。）がある者

・第2優先順位

申込期間の初日現在、引続き3年以上小笠原村に住民登録をし、かつ、居住している者

・第3優先順位

申込期間の初日現在、小笠原村に住民登録をし、かつ、居住している者

または、旧島民のうち、永住の目的をもって小笠原村に移住しようとする者

【その他】

購入者は、優先順位ごとに抽選を行い決定します。